

独立行政法人 住宅金融支援機構（非特定）

所在地 東京都文京区後楽 1 - 4 - 10

電話番号 03-3812-1111 郵便番号 112-8570

ホームページ <http://www.jhf.go.jp/>

根拠法 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）

主務府省 財務省大臣官房政策金融課

国土交通省住宅局総務課（住宅金融支援機構分科会庶務）、政策統括官付政策評価官（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 19 年 4 月 1 日

沿革 「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）における住宅金融公庫の 5 年以内の廃止及び証券化支援業務等を行う新たな独立行政法人の設置の方針をうけ、平成 19 年 4 月、独立行政法人住宅金融支援機構を設立（住宅金融公庫は解散）。

目的 一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

業務の範囲 1. 住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。2. 前記 1 の貸付債権で、その貸付債権について、①信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 3 条第 1 号に掲げる方法又は信託法第 3 条第 3 号に掲げる方法による信託をし、当該信託の受益権を譲渡する行為、②資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社に譲渡する行為又は③その他①又は②に類するものとして主務省令で定める行為を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法（昭和 30 年法律第 63 号）第 3 条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの（その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずる有価証券に係る債務の保証を行うこと。3. 住

宅融資保険法による保険を行うこと。4. 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金の貸付けを行うこと。5. 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金、災害予防関連工事に必要な資金又は地震に対する安全性の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。6. 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことの無いものの購入に必要な資金又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。7. 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金又は当該賃貸住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。8. 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第5項に規定する登録住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことの無い住宅の購入に必要な資金の貸付けを行うこと。9. 機構が前記1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは前記4から6まで若しくは後記10若しくは11の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第3号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。10. 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年法律第16号）第77条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第138条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第33条の規定による貸付けを行うこと。11. 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第10条第1項の規定による貸付けを行うこと。12. 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第72条第2項の規定による委

託に基づき、勤労者財産形成促進法第9条第1項に規定する業務の一部を行うこと。13. 前記1から12までの業務に附帯する業務を行うこと。

財務及び予算の状況

<資本金> 670,621百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成24～28年度)	平成25年度予算
収 入	国庫補助金	220,025	16,285
	政府出資金	125,276	30,149
	財政融資資金借入金	1,050,000	264,000
	民間借入金	451,500	94,200
	住宅金融支援機構債券	7,563,250	2,652,557
	住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151	68,983
	住宅金融支援機構住宅宅地債券	75,861	24,124
	買取債権回収金	4,299,426	903,825
	貸付回収金	11,179,873	2,873,004
	業務収入	4,232,257	886,023
	その他収入	1,439,019	255,662
		計	30,895,637
支 出	業務経費	786,191	168,142
	証券化支援業務関係経費	136,829	30,534
	住宅融資保険業務関係経費	34,765	6,797
	財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612	1,077
	住宅資金貸付等業務関係経費	509,039	105,291
	既住債権管理業務関係経費	101,947	24,443
	買取債権	5,405,900	2,200,000
	貸付金	1,859,318	414,107
	借入金等償還	18,134,472	3,834,571
	支払利息	3,317,782	713,419
	一般管理費	16,348	3,438
	人件費	51,359	9,598
	その他支出	1,184,437	291,969
		計	30,755,807

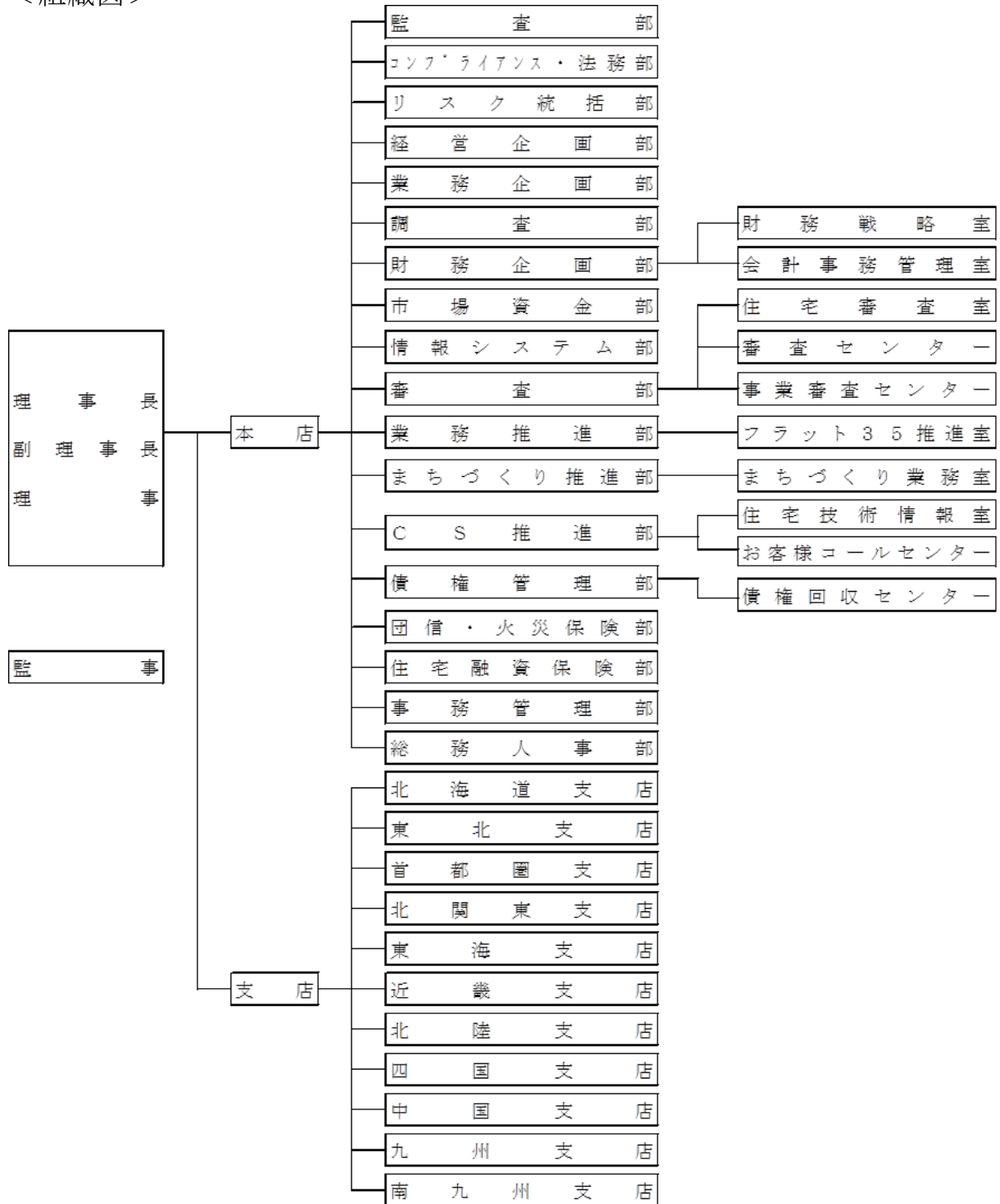
<短期借入金の限度額> 1,500,000百万円

組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期4年) 宍戸 信哉 (副理事長・定数1名・任期4年) 河村 正人 (理事・定数6人・任期2年) 首藤 祐司、樹下 英之、五十川 毅、坂本 努、安齋 俊彦、渡辺 公雄 (監事・定数3人・

任期2年) 伯耆 逸夫、久保田 宏明、棚橋 裕之
 <職員数> 1, 101人 (常勤職員907人、非常勤職員194人)

<組織図>



中期目標

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援又は補完するための次に掲げる業務を実施することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。特に、国民による良質な住宅の計画的な取得を支援する観点から、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援業務を推進すること。

業務の実施に際しては、住宅の建設等に必要な資金の需要及び供給の状況に応じて、一般の金融機関との適切な役割分担を図るとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力すること。

とりわけ、東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者の支援を行うこと。

さらに、住宅・金融市場に関する調査研究を行い、その結果を各業務に活用すること。

1. 証券化支援業務等の推進

(1) 証券化支援業務

① 長期・固定金利住宅ローンの安定的供給支援

ア 省エネルギー、耐震性の向上、高齢社会、住宅の長寿命化等の住宅政策上の課題に対応するため、住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）（以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する特定債務保証をいう。

以下同じ。）に関する基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るなど、優良な住宅の取得促進を支援すること。

イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携により、業務運営の効率化を図ること。

ウ 証券化支援業務の対象となる住宅ローンの融資に際し、金融機関において職業、性別、地域等による借入申込者の画一的な選別が行われないよう、金融機関との協議等を通じ、適切な融資審査の推進に努めること。

エ 証券化支援業務の手続の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図ること。

オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該申請に係る審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の 8 割以上を処理すること。

カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応すること。

② 自主的な取組としての商品の見直し

機構の主要業務である証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要がある。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下しているにもかかわらず、機構発足後変更が行われていないことから、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行うこと。

③ 安定的かつ効率的な資金調達

ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど、投資家への情報発信を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえながら、MBSの発行の多様化に努めること。

その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMBSの発行の枠組みのあり方を検討すること。

イ MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持すること。

④ 経費率

証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均が0.20%以下とするように努めること。

⑤ 調査研究

証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅・金融市場に関する調査研究を推進すること。

(2) 住宅融資保険業務

① 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえて、次に掲げる業務を実施すること。

ア 証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。

なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）（以下「高齢者住まい法」という。）の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施すること。

② 保険金の支払等

ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を引き続

き設定すること。

イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組むこと。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位以外債権20%を達成するよう努めること。）

ウ 保険契約者である金融機関のモラルハザードを防止するとともに、住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保するため、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努めること。

(3) 団体信用生命保険等業務

- ① 証券化支援業務や住宅資金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行うこと。
- ② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、適切な業務運営を行うこと。

2. 住宅資金融通業務等の実施

(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等

民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施すること。

- ① 国民生活の安定を図るための、災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資業務を実施すること。
- ② 高齢者住まい法の成立を受けサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施すること。
- ③ 賃貸住宅融資業務について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。

なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。

- ④ 都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資業務については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等（市街地再開発事業・防災街区整備事業、マンション建替え・リフォーム事業、重点密集市街地等における建替え事業）について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。

なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。

- ⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施すること。

(2) 業務の実施

- ① 住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施すること。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこと。
- ② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該融資の審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の8割以上を処理すること。

(3) 経費率

直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均が0.40%以下とするように努めること。

3. 東日本大震災への的確な対応

東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行うこと。

(1) 被災して住宅を取得等する方への対応

災害復興住宅融資、災害復興宅地融資等の業務を適切に実施すること。

(2) 返済中の被災者への対応

被災者の状況に応じた返済方法の変更を適切に実施すること。

また、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年6月17日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。）等の手続に従い、適切な措置を講ずること。

III 業務運営の効率化に関する事項

1. 組織運営の効率化

住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進めること。

支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を11ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めること。

2. 一般管理費等の低減

- (1) 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）については、平成23年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに15%以上削減すること。
- (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その縮減を徹底すること。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回収業務等の業務は、積極的に外部機関への委託を進めることにより、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進すること。

3. 業務・システム最適化

- (1) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画（以下「最適化計画」という。）を引き続き着実に実施すること。
- (2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現すること。

4. 入札及び契約の適正化

国における公共調達の適正化に向けた取組等を踏まえ、外部機関への業務の委託等に係る入札及び契約手続において、透明性及び公正な競争の確保、不正行為の予防等を推進すること。

5. 適切な内部統制の実施

内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、機構において業務の内部点検を定期的を実施すること。また、その結果を踏まえ、業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じ、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図ること。

なお、第一期中期目標期間中に発生した事案に鑑み職員不祥事再発防止のためのコンプライアンスの取組について、点検・検証を行い、必要に応じて、随時、取組方策の見直しを行うこと。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

6. 積極的な情報公開

業務運営の透明性を確保するため、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、情報公開を積極的に推進すること。

IV 財務内容の改善に関する事項

1. 収支改善

- (1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）から承継した業務に係る経理を除く。）については、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消すること。
また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。
- (2) 既往債権管理勘定について繰越欠損金の解消に向けて債権管理・回収を的確に行うこと。
また、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。

2. リスク管理の徹底等

- (1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する機能を強化すること。
- (2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、買

取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行うこと。

- (3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等によりの確に管理すること。

既往債権管理勘定にあっては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずること。

- (4) 住宅ローン債権の回収業務を委託した外部機関の破綻リスクについて、適切に対応すること。
- (5) 返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生を抑制を図りつつ、担保不動産の任意売却等により延滞債権を削減するなど、的確な債権管理を実施すること。
- (6) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、中期目標期間の最終年度までに 10%以上削減すること。
- (7) 証券化支援業務については、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制すること。
- (8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制すること。
- (9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証等を適切に実施すること。

V その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する事項

- (1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について 5%以上削減すること。
- (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。
- (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。
- (4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材の活用を図るとともに、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図ること。

2. 機構法第 18 条第 1 項に規定する積立金の使途

機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てること。

3. 宿舎に関する事項

「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40%程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定すること。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

【法人単位】

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	584,009,031,480	借入金	15,374,773,922,000
現金	1,188,697	財政融資資金借入金	15,264,573,922,000
預け金	410,761,081,811	民間借入金	110,200,000,000
代理店預託金	173,246,760,972	債券	13,918,950,073,951
買現先勘定	34,991,894,000	貸付債権担保債券	10,589,478,782,000
金銭の信託	769,037,553,289	一般担保債券	2,016,200,000,000
有価証券	2,038,661,924,646	財形住宅債券	485,700,000,000
国債	235,880,698,958	住宅地債券	830,618,450,000
地方債	148,296,547,262	債券発行差額(△)	△ 3,047,158,049
政府保証債	20,446,032,840	保険契約準備金	68,424,860,804
社債	323,022,495,586	支払備金	802,391,286
株式	16,150,000	責任準備金	67,622,469,518
譲渡性預金	1,311,000,000,000	預り補助金等	764,036,591,154
買取債権	9,982,719,174,715	預り住宅金融円滑化緊急対策費補助金	506,861,049,268
貸付金	18,071,401,646,991	預り証券化支援業務補助金	107,370,111
手形貸付	63,440,869,239	預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金	257,068,171,775
証書貸付	18,007,960,777,752	その他負債	750,647,987,862
その他資産	489,340,399,993	未払費用	99,713,997,401
求償債権	15,275,380,134	前受収益	43,019,572,966
年金譲受債権	105,310,255,684	金融派生商品	252,317,062,302
未収収益	64,343,992,196	繰延金融派生商品利益	11,987,414,216
金融派生商品	240,176,185,247	未払買取代金	212,935,950,000
繰延金融派生商品損失	44,744,412,054	その他の負債	130,673,990,977
未収保険料	290,127,136	賞与引当金	537,641,339
その他の資産	19,200,047,542	退職給付引当金	28,259,446,291
有形固定資産	34,620,827,750	保証料返還引当金	24,202,544,700
建物	15,668,516,998	抵当権移転登記引当金	8,433,129,911
減価償却累計額(△)	△ 3,841,898,832	保証債務	642,121,675,918
減損損失累計額(△)	△ 29,482,189		
土地	22,047,950,000	負債の部合計	31,580,387,873,930
減損損失累計額(△)	△ 448,064,600		
建設仮勘定	85,717,594	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,843,295,670	資本金	670,620,520,000
減価償却累計額(△)	△ 704,294,506	政府出資金	670,620,520,000
減損損失累計額(△)	△ 912,385	資本剰余金	△ 154,643,449
保証債務見返	642,121,675,918	資本剰余金	293,421,151
貸倒引当金(△)	△ 477,015,521,826	損益外減損損失累計額(△)	△ 448,064,600
		繰越欠損金	△ 79,160,324,321
		評価・換算差額等	△ 1,804,819,204
		繰延ヘッジ損益	△ 1,804,819,204
		純資産の部合計	589,500,733,026
資産の部合計	32,169,888,606,956	負債の部及び純資産の部合計	32,169,888,606,956

損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

【法人単位】

(単位：円)

科 目	金 額
経常収益	1,049,009,585,367
資金運用収益	871,845,535,676
買取債権利息	170,611,012,511
貸付金利息	684,056,385,620
求償債権損害金等	169,893,764
年金譲受債権利息	3,994,845,867
有価証券利息配当金	12,631,855,366
買現先利息	189,080,385
預け金利息	192,462,163
保険引受収益	102,424,779,926
正味収入保険料	2,520,302,925
責任準備金戻入額	5,697,593,474
団信特約料	82,781,078,697
団信受取保険金	3,723,426,187
団信配当金	7,702,378,643
役務取引等収益	930,302,528
保証料	270,743,435
その他の役務収益	659,559,093
補助金等収益	64,995,612,141
住宅金融円滑化緊急対策費補助金収益	56,616,319,392
証券化支援業務補助金収益	5,446,208,120
災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益	2,933,084,629
その他業務収益	97,328,475
委託解除手数料	97,328,475
その他経常収益	8,716,026,621
貸倒引当金戻入額	416,041,692
保証料返還引当金戻入額	3,627,336,000
抵当権移転登記引当金戻入額	32,399,972
償却債権取立益	3,359,438,404
その他の経常収益	1,280,810,553
経常費用	847,851,321,737
資金調達費用	671,888,684,469
借入金利息	446,150,103,263
債券利息	225,338,659,300
その他の支払利息	399,921,906
保険引受費用	108,450,643,175
正味支払保険金	4,513,610,678
支払備金繰入額	750,799,113
団信支払保険料	99,334,655,440
団信弁済金	3,851,577,944
役務取引等費用	25,346,712,862
役務費用	25,346,712,862
その他業務費用	16,758,051,997
債券発行費償却	7,772,876,928
金融派生商品費用	8,985,175,069
営業経費	24,266,754,425
その他経常費用	1,140,474,809
その他の経常費用	1,140,474,809
経常利益	201,158,263,630
特別利益	117,608,094
その他特別利益	117,608,094
破綻取引先からの再生計画による弁済額	117,608,094
特別損失	3,939,129
減損損失	3,939,129
当期純利益	201,271,932,595
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,957,467,991
当期総利益	209,229,400,586